

関東学院大学法学部履修規程

(平成2年2月22日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、授業科目の履修及び単位の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(単位制度)

第2条 本学における学修課程は、単位制度を採用する。

2 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項に規定する単位は、90分をもって2時間分の授業に相当するものとみなした上で、100分の授業を14週にわたり行うことにより30時間の授業時間を満たすものとして計算する。

4 前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(授業科目の区分)

第3条 授業科目の分類は、次のとおりとする。

法学科

2023年度以降入学生

共通科目	教養科目、保健体育科目、外国語科目
専門科目	導入科目、「法の基礎」群、「公共と法」群、「市民と社会」群、「犯罪と刑罰」群、「国際社会と法」群、「企業の組織と活動」群、「政治・経済と社会」群、「法学特論科目」群、演習系科目

2017～2022年度入学生

共通科目	教養科目、保健体育科目、外国語科目
専門科目	導入科目、「法の基礎」群、「公共と法」群、「市民と社会」群、「犯罪と刑罰」群、「国際社会と法」群、「企業の組織と活動」群、「政治・経済と社会」群、「発展科目」群、「社会・公民科目」群、ゼミナール

地域創生学科

2023年度以降入学生

共通科目	教養科目、保健体育科目、外国語科目
専門科目	学部基幹科目、地域創生基礎科目、地域デザイン科目、地域安全科目、地域創生特論科目、法律科目、経営科目、コミュニケーション科目、演習系科目、特別演習科目

2017～2022年度入学生

共通科目	教養科目、保健体育科目、外国語科目
専門科目	学部基幹科目群、地域創生基礎科目群、地域デザイン科目群、地域安全科目群、地域創生特論科目群、法律科目群、経営科目群、コミュニケーション科目群、ゼミナール、地域研究演習（専門）

2 授業科目名及び単位数は、別に掲げる授業科目配当表のとおりとする。

（卒業の要件）

第4条 本学部にて4年（8セメスター）以上在学し、所定の単位数（総計及び各構成要件）を満たした者に、卒業資格を認める。ただし、学則第9条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位については、60単位を超えないものとし、超えた場合は自由科目とする。

2 卒業に必要な所定の単位数とその構成要件は、次のとおりとする。

法学科

分野		入学年度	2024 年度以降（スポーツインスティテュート履修生のみ）			
共通科目	必修科目		2 単位（キリスト教学）		14 単位	26 単位
	選択科目		12 単位			
	外国語科目	必修英語	6 単位		12 単位	
		選択必修外国語	6 単位（独語、仏語、中国語から 1 外国語を選択） ※留学生は日本語			
専門科目	選択必修科目	学部基幹科目	10 単位 次の科目から修得した単位 ①法学の基礎 ②民法入門 ③憲法 1・憲法 2 ④民法総則 1・民法総則 2 ⑤刑法総論 1・刑法総論 2			54 単位
		コース別科目	16 単位 学部基幹科目の卒業要件を超えて修得した単位及びコース別に指定する科目から修得した単位 ※各コースの科目は別表を参照			
		演習系科目	8 単位 次の科目から修得した単位 ①ゼミナール 1～ゼミナール 4 ②専門演習 ③卒業論文（論文指導） ④専門英書講読 1・専門英書講読 2、専門独書講読 1・専門独書講読 2、専門仏書講読 1・専門仏書講読 2			
	選択科目		20 単位 次の科目から修得した単位 ①選択必修科目以外の法学科専門科目 ②コース別科目の卒業要件を超えて修得した科目 ③演習系科目の卒業要件を超えて修得した科目 ④地域創生学科専門科目（16 単位以内）			
スポーツインスティテュート科目	基礎科目		10 単位 スポーツインスティテュート「基礎科目」から修得した単位			10 単位
	関連科目		20 単位 10 単位を超えてスポーツインスティテュート「基礎科目」から修得した単位及びスポーツインスティテュート「関連科目」から修得した単位			20 単位
自主選択科目			14 単位 上記の卒業要件を超えて修得した単位及び本履修規程により本学部の修得単位として認定された単位（他学部受講・副専攻課程受講・単位互換履修等により修得した単位）			14 単位
卒業所要単位数			124 単位			

法学科

分野		入学年度	2023年度以降		
共通科目	必修科目		2単位（キリスト教学）	24単位	36単位
	選択科目		22単位		
	外国語科目	必修英語	6単位	12単位	
		選択必修外国語	6単位（独語、仏語、中国語から1外国語を選択） ※留学生は日本語		
専門科目	選択必修科目	学部基幹科目	10単位 次の科目から修得した単位 ①法学の基礎 ②民法入門 ③憲法1・憲法2 ④民法総則1・民法総則2 ⑤刑法総論1・刑法総論2		72単位
		コース別科目	16単位 学部基幹科目の卒業要件を超えて修得した単位及びコース別に指定する科目から修得した単位 ※各コースの科目は別表を参照		
		演習系科目	8単位 次の科目から修得した単位 ①ゼミナール1～ゼミナール4 ②専門演習 ③卒業論文（論文指導） ④専門英書講読1・専門英書講読2、専門独書講読1・専門独書講読2、専門仏書講読1・専門仏書講読2		
	選択科目		38単位 次の科目から修得した単位 ①選択必修科目以外の法学科専門科目 ②コース別科目の卒業要件を超えて修得した科目 ③演習系科目の卒業要件を超えて修得した科目 ④地域創生学科専門科目（16単位以内）		
	自主選択科目		16単位 上記の卒業要件を超えて修得した単位及び本履修規程により本学部の修得単位として認定された単位（他学部受講・副専攻課程受講・単位互換履修等により修得した単位）		16単位
卒業所要単位数			124単位		

法学科

入学年度 分野			2017～2022年度			
共通科目	必修科目		2単位（キリスト教学）		24単位	36単位
	選択科目		22単位 ※ただし、2022年度までに修得した経営学部提供科目、人間共生学部コミュニケーション学科提供科目の単位は「自主選択科目」として扱う。			
	外国語科目	必修英語	6単位		12単位	
		選択必修外国語	6単位 (独語、仏語、中国語、英語から1外国語を選択) ※留学生は日本語1・2・3			
専門科目	学部基幹選択必修科目		10単位 (法学の基礎、憲法1・2、民法総則1・2、刑法総論1・2から修得した単位)			72単位
	コース専門選択必修科目		16単位 (学部基幹選択必修科目で10単位を超えて修得した単位及びコース別に指定する科目から修得した単位) ※各コースの選択必修科目は別表を参照			
	選択科目		46単位 (上記の卒業要件を超えて修得した法学科専門科目の単位及び地域創生学科専門科目(※)の単位(20単位まで)から修得した単位) ※ただし、2022年度までに修得した地域創生学科専門科目のうち経営科目群及びコミュニケーション科目群に該当する科目の単位は「自主選択科目」として扱う。			
自主選択科目			16単位 (上記の卒業要件を超えて修得した単位及び本履修規程により本学部の修得単位として認定された単位(他学部受講・副専攻課程受講・単位互換履修等により修得した単位)			16単位
卒業所要単位数			124単位			

地域創生学科

分野			入学年度	2024 年度以降（スポーツインスティテュート履修生のみ）		
共通科目	必修科目		2 単位（キリスト教学）		14 単位	26 単位
	選択科目		12 単位			
	外国語科目	必修英語	6 単位		12 単位	
		選択必修外国語	6 単位（独語、仏語、中国語から 1 外国語を選択） ※留学生は日本語			
専門科目	選択必修科目	学部基幹科目 及び 地域創生基礎科目	24 単位 学部基幹科目及び地域創生基礎科目から修得した単位			54 単位
		コース別科目 （地域デザイン科目又は 地域安全科目）及び 地域創生特論科目	14 単位 コース別に指定する科目及び地域創生特論科目から修得した単位 ※各コースの科目は別表を参照			
		法律科目	8 単位 法律科目から修得した単位			
		演習系科目	8 単位 次の科目から修得した単位 ①ゼミナール 1～ゼミナール 4 ②専門演習 ③卒業論文（論文指導） ④地域実践演習 1～地域実践演習 4			
スポーツ インスティテ ュート科目	基礎科目	10 単位 スポーツインスティテュート「基礎科目」から修得した単位			10 単位	
	関連科目	20 単位 10 単位を超えてスポーツインスティテュート「基礎科目」から修得した単位及びスポーツインスティテュート「関連科目」から修得した単位			20 単位	
自主選択科目			14 単位 上記の卒業要件を超えて修得した単位及び本履修規程により本学部の修得単位として認定された単位（他学部受講・副専攻課程受講・単位互換履修等により修得した単位）			14 単位
卒業所要単位数			124 単位			

地域創生学科

分野		入学年度	2023年度以降		
共通科目	必修科目		2単位（キリスト教学）	24単位	36単位
	選択科目		22単位		
	外国語科目	必修英語	6単位	12単位	
		選択必修外国語	6単位（独語、仏語、中国語から1外国語を選択） ※留学生は日本語		
専門科目	選択必修科目	学部基幹科目 及び 地域創生基礎科目	24単位 学部基幹科目及び地域創生基礎科目から修得した単位		72単位
		コース別科目 （地域デザイン科目又は 地域安全科目）及び 地域創生特論科目	14単位 コース別に指定する科目及び地域創生特論科目から修得した単位 ※各コースの科目は別表を参照		
		法律科目	8単位 法律科目から修得した単位		
		演習系科目	8単位 次の科目から修得した単位 ①ゼミナール1～ゼミナール4 ②専門演習 ③卒業論文（論文指導） ④地域実践演習1～地域実践演習4		
	選択科目		18単位 次の科目から修得した単位 ①所属していないコースのコース別科目 ②専門科目の上記4区分の各卒業要件を超えて修得した科目 ③法学科専門科目 ④経営科目 ⑤コミュニケーション科目 ⑥特別演習科目		
自主選択科目			16単位 上記の卒業要件を超えて修得した単位及び本履修規程により本学部の修得単位として認定された単位（他学部受講・副専攻課程受講・単位互換履修等により修得した単位）		16単位
卒業所要単位数			124単位		

地域創生学科

入学年度 分野			2017～2022年度		
共通科目	必修科目		2単位（キリスト教学）	24単位	36単位
	選択科目		22単位 ※ただし、2022年度までに修得した経営学部提供科目、人間共生学部コミュニケーション学科提供科目の単位は「自主選択科目」として取り扱う。		
	外国語科目	必修英語	6単位	12単位	
		選択必修外国語	6単位 (独語、仏語、中国語、英語から1外国語を選択) ※留学生は日本語1・2・3		
専門科目	選択必修科目	学部基幹科目群 及び 地域創生基礎科目群	24単位 (学部基幹科目群及び地域創生基礎科目群から修得した単位)		72単位
		コース別科目群 (地域デザイン科目群 又は地域安全科目群) 及び 地域創生特論科目群	14単位 (コース別に指定する科目及び地域創生特論科目群から修得した単位) ※各コースの科目は別表を参照		
		法律科目	8単位 (法律科目群から修得した単位)		
	選択科目		26単位 (専門科目の上記3区分の各卒業要件を超えて修得した科目の単位、経営科目群(※)、コミュニケーション科目群(※)、ゼミナール及び地域研究演習(専門)の科目区分から修得した科目の単位並びに法学科専門科目の単位から修得した単位) ※ただし、2022年度までに修得した経営科目群及びコミュニケーション科目群に該当する科目の単位は「自主選択科目」として取り扱う。		
自主選択科目			16単位 (上記の卒業要件を超えて修得した単位及び本履修規程により本学部の修得単位として認定された単位(他学部受講・副専攻課程受講・単位互換履修等により修得した単位)		16単位
卒業所要単位数			124単位		

(単位の認定)

第5条 単位の認定は、試験によって行う。

- 2 試験については、別に定める試験規程による。
- 3 試験の成績は、秀・優・良・可・不可であらわし、可以上を合格とし単位修得を認め、不可は不合格とする。
- 4 修得した単位の取消しは認めない。
- 5 既に単位を修得した科目を履修することはできない。

(GPAの算出)

第5条の2 GPAは、成績評価の評語のうち、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1、「不可」を0に換算した数値をそれぞれの評価点とし、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た数値の合計を履修登録科目の総単位数で除して算出することとする。

- 2 前項の算出には、成績評価の評語が「認」、「合」の科目、諸課程開講科目及び第6条第4号に該当する科目の単位数は含まないこととする。

(履修登録)

第6条 履修登録に関しては、次のとおりとする。

- (1) 年度末又は年度初めに期日を定め、履修指導を行う。
- (2) 年度初めに、その年度の春学期及び秋学期に履修するすべての受講科目を「Web履修システム」を用いて申請し、所定の期日までに履修登録を完了しなければならない。履修登録締切日以降は原則として登録を受け付けない。
- (3) 期日を定め、秋学期の履修指導を行う。履修登録に変更があれば、「Web履修システム」を用いて、所定の期日までに履修登録の変更手続を完了しなければならない。なお、変更のない場合であっても、所定の期日までに「Web履修システム」を用いて履修登録科目の確認の手続をしなければならない。
- (4) 春学期及び秋学期の所定の期間内に履修登録科目の取消しを申請することができる。なお、履修取消しをした科目の代わりに新たに科目を履修することはできない。
- (5) 登録内容に不備がある場合は、所定の期日までに修正の手続きをしなければならない。
- (6) 履修登録していない科目については、単位の修得を認めない。
- (7) 各セメスターにおいて履修登録できる単位数の合計(制限単位数)は、次のとおりとする。

2023年度以降入学生

第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター	第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター
22	22	22	22	22	22	22	22

2017～2022年度入学生

第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター	第5セメスター	第6セメスター	第7セメスター	第8セメスター
22	22	22	22	22	22	22	22

- (8) 教職課程開講科目及び司書課程開講科目の単位は、前号の制限単位数に算入しない。
- (9) 履修登録後の科目の追加及び変更は、原則として認めない。
- (10) クラス指定の科目については、指定されたクラス以外で履修登録することは、原則として認めない。
- (11) 科目は、配当セメスターにしたがって履修しなければならない。
- (12) 同一講時に2科目以上履修登録をした場合は、それらの科目の履修登録をすべて無効とする。ただし、同一講時に分割して配置されている科目を履修登録した場合を除く。
- (13) 登録必須科目は、原則として指定されたセメスターに履修登録をしなければならない。
登録必須科目に指定する科目及び履修時期は下記の通りとする。

2017～2022年度法学科入学生

キリスト教学 第1セメスター
大学入門ゼミナール 第1セメスター
KGUキャリアデザイン入門1 第1セメスター
KGUキャリアデザイン入門2 第1セメスター
法学の基礎 第1セメスター、コース入門 第2セメスター

憲法 1	第 1 セメスター、憲法 2	第 2 セメスター
民法総則 1	第 1 セメスター、民法総則 2	第 2 セメスター
刑法総論 1	第 1 セメスター、刑法総論 2	第 2 セメスター
プレゼミナール 1	第 2 セメスター	
プレゼミナール 2	第 3 セメスター	

2023年度以降法学科入学生

キリスト教学	第 1 セメスター	
大学入門ゼミナール	第 1 セメスター	
KGUキャリアデザイン入門 1	第 1 セメスター	
KGUキャリアデザイン入門 2	第 1 セメスター	
法学の基礎	第 1 セメスター、コース入門	第 2 セメスター
民法入門	第 1 セメスター	
憲法 1	第 1 セメスター、憲法 2	第 2 セメスター
民法総則 1	第 2 セメスター、民法総則 2	第 3 セメスター
刑法総論 1	第 2 セメスター、刑法総論 2	第 3 セメスター

2017～2022年度地域創生学科入学生

キリスト教学	第 1 セメスター	
大学入門ゼミナール	第 1 セメスター	
KGUキャリアデザイン入門 1	第 1 セメスター	
KGUキャリアデザイン入門 2	第 1 セメスター	
法学の基礎	第 1 セメスター	
憲法 1	第 1 セメスター、憲法 2	第 2 セメスター
民法総則 1	第 1 セメスター、民法総則 2	第 2 セメスター
刑法総論 1	第 1 セメスター、刑法総論 2	第 2 セメスター
地域創生概論	第 2 セメスター	
地域デザインコース	地域協働論	第 3 セメスター
地域安全コース	防災・復興論	第 3 セメスター
プレゼミナール 1	第 2 セメスター	
プレゼミナール 2	第 3 セメスター	

2023年度以降地域創生学科入学生

キリスト教学	第 1 セメスター	
大学入門ゼミナール	第 1 セメスター	
KGUキャリアデザイン入門 1	第 1 セメスター	
KGUキャリアデザイン入門 2	第 1 セメスター	
法学の基礎	第 1 セメスター	民法入門 第 1 セメスター
憲法 1	第 1 セメスター、憲法 2	第 2 セメスター
民法総則 1	第 2 セメスター、民法総則 2	第 3 セメスター
刑法総論 1	第 2 セメスター、刑法総論 2	第 3 セメスター
地域創生概論	第 2 セメスター	
行政法総論 1	第 3 セメスター	
行政法総論 2	第 4 セメスター	
地域デザインコース	地域協働論	第 3 セメスター
地域安全コース	防災・復興論	第 3 セメスター

- (14) 第3セメスターにおいて、別表に定めるコースのうちいずれか一つのコースを選択し、第8セメスターまで同一のコースにおいて履修しなければならない。ただし、特段の理由がある場合には、コースの変更を認める。コースの変更手続は別途定める。

(第3セメスターの進級要件)

第7条 削除

(転部・転科及び再入学者・復学者の履修)

第8条 所属学科以外からの転部・転科及び退学者が再入学した場合の履修については、原則として転部・転科及び再入学した年次の履修規程を適用する。また、休学者が復学した場合の履修については、休学時の履修規程を適用する。

2 転部前の学部で修得した単位については、本学部の定める基準によって本学部の単位として認定する。

(他学部での履修)

第9条 本学部学生は、他学部が指定する「他学部受講科目」を履修することができる。

2 他学部が指定する「他学部受講科目」以外の科目の履修を希望する場合には、所定の他学部受講願を提出し、当該学部の許可を受けなければならない。

3 他学部で修得した単位は、本学部の単位として認定する。

(副専攻課程の受講等)

第9条の2 本学部学生は、本学部及び他学部が設置する副専攻課程を受講し、当該副専攻課程に設けられている授業科目を履修することができる。

(協定大学での履修)

第10条 本学部学生が本学と単位互換協定を結んだ他の大学で単位互換履修生等として修得した単位は、本学部の単位として認定する。

2 単位互換特別履修生として修得した単位の認定手続については、別に定める。

(海外語学研修の単位認定)

第11条 本学の国際センターが主催する語学研修については、1語学につき1研修に限り、卒業所要単位として認定する。

(インターンシップの単位認定)

第11条の2 インターンシップは、本学部が認めるインターンシップについてのみ単位として認定することができる。履修及び認定の方法は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第11条の3 本学部学生については文部科学大臣の定めるところにより、技能審査等の認定評価を別に定める一覧表に基づき、本学部において履修した科目とみなし8単位を上限として単位認定することができる。

2 認定手続については、別に定める。

(ボランティア活動の単位認定)

第11条の4 「ボランティア活動」は、別に定める方法により単位として認定することができる。

(実践的プログラム等の単位認定)

第11条の5 法学部が認めた実践的プログラム等は、「特別演習(教養)」又は「特別演習(専門)」として、両者を合わせて8単位を上限に単位認定することができる。

(卒業論文の単位認定)

第11条の6 「卒業論文(論文指導)」は、別に定める方法により単位認定する。

(制限単位数を超えた単位認定)

第11条の7 前6条に規定する単位認定は、第6条第7号に規定する制限単位数を超えて行うことができる。

(外国留学における履修及び単位の認定)

第12条 「学生の外国留学に関する規程」に基づく外国留学で修得した単位は、「学生の外国留学における履修及び単位の認定に関する取扱規程」により、本学部が定める「外国留学における受講科目の単位取扱い申合せ」に従って本学部の修得単位として認定する。

(卒業所要単位数への算入)

第13条 所属学科以外で修得した単位は、第4条に定める範囲で卒業所要単位数に算入する。

2 以下の単位は共通科目または専門科目として第4条に定める範囲で卒業所要単位数に算入できる。

- (1) 第8条第2項に基づいて認定された単位
- (2) 第10条第2項に基づいて認定された単位
- (3) 第12条に基づいて認定された単位
- (4) 第14条第2項に基づいて認定された単位
- (5) 第16条第1項又は第2項に基づいて認定された単位
- (6) 転科前の学科で修得した単位

(7) 本学法学部の退学者が退学した学科と異なる学科に再入学したときの、退学した学科で修得した単位

(編入学生の履修)

第14条 編入学生の履修については、編入年次の履修規程を適用する。

2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、本学部の定める基準によって本学部の単位として認定する。

(卒業見込証明書の発行)

第15条 第6セメスター末における修得単位数と第7セメスター及び第8セメスターの履修登録制限単位数の合計が、卒業所要単位数を満たしている者には、卒業見込証明書を第7セメスターに発行することができる。

2 第7セメスター末における修得単位数と第8セメスターの履修登録制限単位数の合計が、卒業所要単位数を満たしている者には、卒業見込証明書を第8セメスターに発行することができる。

(新入生の既修得単位数の認定)

第16条 本学部第1年次に入学する前に大学又は短期大学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)について、本学部の定める基準により30単位まで本学部の単位として認定することができる。

2 本学と教育交流を行う高等学校の生徒が本学特別履修生として科目を履修し認定された単位については、本学部に入学者の場合には、本学の定める基準により本学部における修得単位として認定することができる。

3 認定は、入学年度の4月に行う。

4 認定を希望する場合は、履修登録提出日までに教務課に申し出なければならない。

(認定単位数の制限)

第17条 第11条の3及び第16条に定める認定単位数の合計は30単位を超えることができず、第10条、第11条の3、第12条及び第16条に定める認定単位数の合計は60単位を超えることができない。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、法学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成6年7月20日に改正し、平成7年4月1日から施行する。ただし、第7条については、平成7年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年3月27日に改正し、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月2日に改正し、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年3月15日に改正し、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成11年度以前の入学生については、平成13年度の進級に関して、なお従前どおりとする。

附 則

この規程は、平成14年2月28日に改正し、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年(平成15年)3月6日に改正し、2003年(平成15年)4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年(平成16年)3月25日に改正し、2004年(平成16年)4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2005年(平成17年)2月24日に改正し、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、2005年度入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2006年（平成18年）1月19日に改正し、2006年（平成18年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年（平成19年）3月15日に改正し、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年（平成20年）3月27日に改正し、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年（平成23年）2月28日に改正し、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年（平成23年）7月21日から改正施行する。

附 則

この規程は、2012年（平成24年）3月2日に改正し、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年（平成26年）3月19日に改正し、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2015年（平成27年）1月29日から改正施行する。

2 改正前の第7条の規定は、2014年度秋学期以降は適用しない。

附 則

この規程は、2015年（平成27年）3月12日に改正し、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年（平成28年）2月2日に改正し、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）1月25日に改正し、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）3月9日に改正し、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）10月30日に改正し、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年（平成30年）5月2日から改正施行し、改正後の第4条第2項の規定及び別表は、2018年（平成30年）4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2019年（平成31年）1月21日から改正施行する。

附 則

この規程は、2019年（令和元年）7月9日から改正施行する。

附 則

この規程は、2020年（令和2年）3月4日に改正し、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年（令和2年）4月22日から改正施行し、改正後の第11条の5の規定は、2020年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2021年3月25日に改正し、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年3月2日に改正し、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年3月2日に改正し、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年3月25日に改正し、2024年4月1日から施行する。

別表（第4条第2項、第6条第14号関係）

法学科（2017～2022年度入学生）

コース専門選択必修科目

1. 司法コース

行政法総論1（2）	憲法（人権の保障）（2）	憲法（統治の機構）（2）
民法物権法1（2）	民法物権法2（2）	民法債権総論1（2）
民法債権総論2（2）	民法債権各論1（2）	民法債権各論2（2）
民事訴訟法1（2）	民事訴訟法2（2）	刑法各論1（2）
刑法各論2（2）	刑事訴訟法1（2）	刑事訴訟法2（2）
会社法1（2）	会社法2（2）	

2. 行政・政策コース

行政法総論1（2）	行政法総論2（2）	行政法各論1（2）
行政法各論2（2）	地方自治法（2）	税法1（2）
税法2（2）	憲法（人権の保障）（2）	憲法（統治の機構）（2）
環境法（2）	社会保障法（2）	国際関係論（2）
国際人権法（2）	労働法（2）	経済学（2）
財政学（2）	行政学（2）	

3. パブリックセキュリティコース

行政法総論1（2）	行政法総論2（2）	行政法各論1（2）
行政法各論2（2）	地方自治法（2）	憲法（人権の保障）（2）
消費者法（2）	刑法各論1（2）	刑法各論2（2）
刑事学（2）	刑事訴訟法1（2）	刑事訴訟法2（2）
国際法（2）	国際関係論（2）	国際紛争の解決（2）
国際人権法（2）	経済政策（2）	

4. 法とビジネスコース

社会保障法（2）	民法物権法2（2）	民法債権各論1（2）
国際経済論（2）	国際経済法（2）	会社法1（2）
会社法2（2）	商法総則・商行為1（2）	商法総則・商行為2（2）
有価証券取引法1（2）	労働法（2）	経済法（2）
知的財産法（工業所有権法）（2）		
知的財産法（著作権法）（2）	経済学（2）	経営学（2）
経済政策（2）		

法学科（2023年度以降入学生）

コース別科目

1. 司法コース

行政法総論 1（2）	行政法総論 2（2）	憲法（人権の保障）（2）
憲法（統治の機構）（2）	民法物権法 1（2）	民法物権法 2（2）
民法債権総論 1（2）	民法債権総論 2（2）	民法債権各論 1（2）
民法債権各論 2（2）	民事訴訟法 1（2）	民事訴訟法 2（2）
倒産法（2）	民事執行法（2）	刑法各論 1（2）
刑法各論 2（2）	刑事訴訟法 1（2）	刑事訴訟法 2（2）
会社法 1（2）	会社法 2（2）	会社法 3（2）
労働法（2）		

2. 行政コース

行政法総論 1（2）	行政法総論 2（2）	行政法各論 1（2）
行政法各論 2（2）	地方自治法（2）	税法 1（2）
税法 2（2）	憲法（人権の保障）（2）	憲法（統治の機構）（2）
環境法（2）	社会保障法（2）	刑法各論 1（2）
刑法各論 2（2）	刑事学（2）	刑事訴訟法 1（2）
刑事訴訟法 2（2）	国際関係論（2）	国際人権法（2）
労働法（2）	経済学（2）	財政学（2）
行政学（2）		

3. 企業コース

税法 1（2）	税法 2（2）	社会保障法（2）
民法物権法 2（2）	民法債権各論 1（2）	国際経済論（2）
国際経済法（2）	会社法 1（2）	会社法 2（2）
会社法 3（2）	商法総則・商行為 1（2）	商法総則・商行為 2（2）
商法・証券・決済（2）	労働法（2）	金融商品取引法（2）
経済法（独占禁止法）（2）	経済法（諸法）（2）	知的財産法（工業所有権法）（2）
知的財産法（著作権法）（2）	経済学（2）	経営学（2）
経済政策（2）		

地域創生学科（２０１７～２０２２年度入学生）

コース別科目群及び地域創生特論科目群

１．地域デザインコース

地域協働論（２）	自治体総合計画論（２）	地域の健康福祉（２）
地域のまちづくり（２）	地域環境政策論（２）	地域の教育・文化（２）
地域の産業・観光振興（２）	地域の農林水産業（２）	ソーシャルビジネス論（２）
サステナブル地域実践論（２）	地域実践演習１（２）	地域実践演習２（２）
地域創生特論（神奈川）（１）	地域創生特論（横浜）（１）	地域創生特論（川崎）（１）
地域創生特論（相模原）（１）	地域創生特論（横須賀）（１）	地域創生特論（鎌倉）（１）
地域創生特論（逗子）（１）	地域創生特論（三浦）（１）	地域創生特論（葉山）（１）
地域創生特論（茅ヶ崎）（１）	地域創生特論（小田原）（１）	地域創生特論（岩手）（１）
地域創生特論（福島）（１）	地域創生特論（沖縄）（１）	地域創生特論（厚木）（１）

２．地域安全コース

防災・復興論（２）	震災に学ぶ（２）	セーフコミュニティ論（２）
警察の理論と実践（２）	消防の理論と実践（２）	権利擁護と成年後見制度（２）
海上安全の理論と実践（２）	安全安心とSDGs（２）	子どもの安全と心理学（２）
地域実践演習３（２）	地域実践演習４（２）	地域創生特論（神奈川）（１）
地域創生特論（横浜）（１）	地域創生特論（川崎）（１）	地域創生特論（相模原）（１）
地域創生特論（横須賀）（１）	地域創生特論（鎌倉）（１）	地域創生特論（逗子）（１）
地域創生特論（三浦）（１）	地域創生特論（葉山）（１）	地域創生特論（茅ヶ崎）（１）
地域創生特論（小田原）（１）	地域創生特論（岩手）（１）	地域創生特論（福島）（１）
地域創生特論（沖縄）（１）	地域創生特論（厚木）（１）	

地域創生学科（2023年度以降入学生）

コース別科目及び地域創生特論科目

1. 地域デザインコース

地域協働論（2）	自治体総合計画論（2）	地域の健康福祉（2）
地域のまちづくり（2）	地域環境政策論（2）	地域の教育・文化（2）
地域の産業・観光振興（2）	地域の農林水産業（2）	ソーシャルビジネス論（2）
サステナブル地域実践論（2）	地域創生特論（神奈川）（1）	地域創生特論（横浜）（1）
地域創生特論（川崎）（1）	地域創生特論（相模原）（1）	地域創生特論（横須賀）（1）
地域創生特論（鎌倉）（1）	地域創生特論（逗子）（1）	地域創生特論（三浦）（1）
地域創生特論（葉山）（1）	地域創生特論（茅ヶ崎）（1）	地域創生特論（小田原）（1）
地域創生特論（岩手）（1）	地域創生特論（福島）（1）	地域創生特論（沖縄）（1）

2. 地域安全コース

防災・復興論（2）	震災に学ぶ（2）	セーフコミュニティ論（2）
警察の理論と実践（2）	消防の理論と実践（2）	権利擁護と成年後見制度（2）
海上安全の理論と実践（2）	安全安心とSDGs（2）	子どもの安全と心理学（2）
地域創生特論（神奈川）（1）	地域創生特論（横浜）（1）	地域創生特論（川崎）（1）
地域創生特論（相模原）（1）	地域創生特論（横須賀）（1）	地域創生特論（鎌倉）（1）
地域創生特論（逗子）（1）	地域創生特論（三浦）（1）	地域創生特論（葉山）（1）
地域創生特論（茅ヶ崎）（1）	地域創生特論（小田原）（1）	地域創生特論（岩手）（1）
地域創生特論（福島）（1）	地域創生特論（沖縄）（1）	